

定款

株式会社アイエヌホールディングス

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社アイエヌホールディングスと称し、英文では、IN Holdings Co., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することによる当該会社の事業活動の支配ならびに管理

- ①貨物自動車運送事業
- ②貨物自動車運送取扱事業
- ③軽車両運送事業
- ④倉庫業
- ⑤荷造り包装事業
- ⑥特別積合せ貨物運送事業
- ⑦下記の業務の請負業
 - i. 製造業務並びに検査業務
 - ii. コンピューターシステム・システム機器の開発・設計・製造及び販売
- ⑧コンピューターソフト・システムの開発・設計及び販売
- ⑨労働者派遣事業法に基づく特定労働者派遣事業、一般労働者派遣事業
- ⑩産業廃棄物並びに一般廃棄物の収集及び運搬業
- ⑪不動産の所有・売買・賃貸・仲介・斡旋
- ⑫有価証券の売買
- ⑬石油類の販売
- ⑭自動車の点検整備・修理・メンテナンス・クリーニング及び車検業務
- ⑮新・中古自動車並びに新・中古自動二輪車の販売及び付属品の販売並びに輸出入
- ⑯総合リース業
- ⑰各種機械・機器・治工具類並びに車両の販売及びレンタル業
- ⑱古物の売買業
- ⑲食品・農畜水産物の加工及び販売
- ⑳損害保険代理店並びに自動車損害賠償保障法にもとづく保険代理業
- ㉑中小企業等協同組合法に基づく共済代理店業
- ㉒再生可能エネルギーを利用した発電及び電力の販売
- ㉓再生可能エネルギーを利用した発電設備及びその関連商品の保守運営、管理
- ㉔以上に付随する事業及びこれに関連する一切の事業

(2) 当社がその株式を所有する他の株式会社への経営指導

- (3) 知的財産の取得、管理、利用許諾及び譲渡
- (4) 前各号に附帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を福岡県築上郡吉富町に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の期間を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、36,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年10月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役CEOがこれを招集し、議長となる。

2 取締役CEOに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 18 条 当会社の取締役は、5 名以内とする。

(選任方法)

第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役 CEO (最高経営責任者) 1 名、取締役 COO (最高業務執行責任者)、取締役 CSO (最高戦略責任者)、取締役 CFO (最高財務責任者) 若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役 CEO がこれを招集し、議長となる。

2 取締役 CEO に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づき責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役

(員数)

第28条 当社の監査役は、3名以内とする。

(選任方法)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された取締役の任期は、退任監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第 31 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 32 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づき責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 33 条 当社の事業年度は、毎年 11 月 1 日から翌年 10 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 34 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 10 月 31 日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 35 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 4 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 36 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附則

第 15 条（電子提供措置等）の新設は、当社が振替株式（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式）を発行している会社となった日をもって効力を生ずるものとし、その効力の発生日をもって本附則を削除する。

改訂履歴

改訂年月日	概要
2021年11月1日	制定
2023年10月23日	一部改訂
2023年11月13日	一部改訂